

計画書(案)

藤沢都市計画地区計画の変更 (藤沢市決定)
都市計画新産業の森北部地区計画を次のように変更する。

名 称	新産業の森北部地区計画
位 置	藤沢市葛原字観音道、字昭和台、字芝地、字久保地、字大六天及び字西山田地内
面 積	約23.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、本市西北部の市街化調整区域に隣接し、都市計画道路3・3・4号藤沢厚木線（以下「藤沢厚木線」という。）沿道に位置している。「藤沢市都市マスタープラン」においては、農・工・住が共存する環境共生都市の創造をめざし、活力を生み出す新たな産業ゾーンとして「新産業の森」の一部となっている。さらに、組合施行の土地区画整理事業等により基盤整備並びに産業集積が図られる地区である。</p> <p>本地区計画は、本市の経済活力を牽引する「新産業の森」の先導地区として、豊かな緑につつまれた次世代へと引き継ぐ新たな産業拠点の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>周辺の住宅地や田園環境と調和し、持続的な発展へと繋がる産業系の環境配慮型土地利用の実現にむけ、地区を4つに区分し、次の方針により適正な土地利用の誘導を図る。</p> <p>(幹線道路沿道地区A、B)</p> <p>本市の経済活力を牽引する研究開発型施設や工場などの立地を促進する。また、本市北のエントランスとなる藤沢厚木線沿道では、緑によるシンボル的な景観形成を図るため景観緑地帯を配置する。</p> <p>(地域産業地区)</p> <p>より良好な操業環境をめざし移転・事業拡大する市内中小企業等や、産学連携及び企業間連携等により創出される新たな産業等を誘導する。また、周辺の住宅地と調和を図るべく、緩衝緑地帯を配置する。</p> <p>(産業地区)</p> <p>研究開発型施設や工場などの立地を促進し、生活利便施設の立地を図る。また、周辺の住宅地と調和を図るべく、緩衝緑地帯を配置する。</p> <p>幹線道路を中心に、適正な街区を形成し産業活動を支える区画道路、公園を計画的に配置し、土地区画整理事業等により整備を行う。また、隣接する住宅市街地への配慮及び田園景観との調和を図るため、緑地を適宜配置するとともに、所有者による適切な維持・保全を図る。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>緑豊かな環境の保全、形成をめざし、敷地内の緑化の最低限度を定めるとともに、樹林を適正に保全することで、「新産業の森」にふさわしい緑につつまれた空間形成をめざす。</p>

地区整備計画		地区施設の配置及び規模	歩行者用道路	歩行者用道路		延長 約 350m
区画道路	特殊道路			幅員 4m	延長 約 260m	
区画道路 1 号	区画道路 2 号	幅員 18m	延長 約 110m			
区画道路 3 号	区画道路 4 号	幅員 12m ~ 20m	延長 約 210m			
区画道路 5 号	区画道路 6 号	幅員 12m	延長 約 500m			
区画道路 7 号		幅員 9m	延長 約 90m			
		幅員 12m	延長 約 230m			
		幅員 5. 5m	延長 約 110m			
			延長 約 200m			
歩行者用道路						
緑地						

地区の区分	名称 面積	幹線道路沿道地区 A 約 10. 9 ha	幹線道路沿道地区 B 約 7. 7 ha	地域産業地区 約 1. 8 ha	産業地区 約 2. 9 ha
次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。					
1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)	1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)	1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)	1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)	1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)	1 研究施設又は研究開発型施設(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるものは除く。)
2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場のうち、(1)から(24)及び(29)から(31)に掲げるものの又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)	2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場のうち、(1)から(24)及び(29)から(31)に掲げるものの又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)	2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)	2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)	2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)	2 工場(周辺地域の環境を悪化させる恐れのあるもの、建築基準法別表第二(ぬ)項第1号に規定する工場又は建築基準法第51条に規定する施設で工場の用に供するものは除く。)
建築物等の用途の制限	建築物等に関する事項	3 建築基準法別表第二(い)項第9号の公益上必要な建築物	3 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送業の用に供する施設。	4 前各号の建築物に附属するもの	4 前各号の建築物に附属するもの
		4 前各号の建築物に附属するもの	4 倉庫(前号の建築物に併設されたものに限る。)	5 建築基準法別表第二(い)項第9号の公益上必要な建築物	5 前各号の建築物に附属するもの
			6 前各号の建築物に附属するもの		

			10分の15
建築物の容積率の最高限度			
建築物の建ぺい率の最高限度		10分の5	
建築物の敷地面積の最低限度			
			ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
			ただし、次のがれかに該当する敷地については、この限りでない。
			(1) 公益上必要な建築物の敷地 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗で500 m ² 以上の敷地 (3) 告示日において現に建築物の敷地かつ都市計画法第29条の許可を受けている敷地でその全部を一の敷地として使用するもの
壁面の位置の制限			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次の各号によるものとする。ただし、バス停留所の上屋及び便所についてはこの限りでない。
			1 藤沢厚木線の境界線から5m 2 藤沢厚木線を除く道路又は隣地境界線から3m
壁面後退区域の工作物の制限			1 市境における道路の境界線から3m 2 前号を除く道路又は隣地境界線から2m
			壁面の位置の制限が定められている区域には、工作物は設置してはならない。ただし、電柱、緑化に寄与するもの及びフェンス等についてはこの限りでない。

		<p>1 建築物の高さは、地盤面から 20m を超えてはならない。ただし、告示日において現に存する建築物の部分で適合していないものについては、この限りでない。</p> <p>建築物等の高さの最高限度</p>	<p>1 建築物の高さは、地盤面から 15m を超えてはならない。</p> <p>2 高さが 10m を超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間ににおいて、平均地盤面からの高さが 4 m の水平面上に敷地境界線からの水平距離が 5 m を超え、10m 以内の範囲においては 4 時間以上、10m を超える範囲においては 2.5 時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。</p> <p>3 前項の適用においては、建築基準法第 56 条の 2 第 2 項から第 5 項を適用する。</p>

	<p>1 地盤面の高さは変更してはならない。ただし、土地区画整理事業による造成又は高さ 0.5m 以下の変更についてはこの限りではない。</p> <p>2 緑地の区域においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。</p>	<p>1 地盤面の高さは変更してはならない。ただし、土地区画整理事業による造成又は高さ 0.5m 以下の変更についてはこの限りではない。</p> <p>2 緑地の区域においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。</p>
	<p>良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p>	<p>良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p>
	土地利用に関する事項	(1) 外灯、電柱を設置する部分 (2) その他公益上必要な部分 (3) 出入口を設置する部分

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

